

## 14 源泉徴収

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払いの際に支払者が所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

### (1) 源泉徴収義務者

所得税を源泉徴収して国に納付しなければならない給与などの支払者のことをいいます。

会社（株式会社・合同会社等）、協同組合、社団法人・財団法人、人格のない社団等、学校法人、官公庁、個人事業主

### (2) 源泉徴収の対象

所得税法においては、給与や報酬の支払いを受ける者について、細かい規定があり、月々支払われる給与や賞与を受け取るサラリーマン、パート、アルバイトも、また、税理士・社会保険労務士等のように報酬を受け取る者も源泉徴収の対象者となります。

源泉徴収の対象とされている所得の種類は、通常の給与、賞与等の他に、各種の手当や現物支給も含まれ、それらに対して、原則的に所得税が課せられます。しかしながら、通勤手当等のように社会通念上、課税することが適当でないものについては、一定の条件をつけた上でこれらを非課税扱いの給与としています。

### (3) 源泉所得税額の計算方法

給与から源泉徴収する所得税の額は、「扶養親族等の数」と、課税給与額から社会保険料や労働保険料を控除した「社会保険料控除後の給与等の金額」に応じて、源泉徴収税額表を使用して求めます。すなわち、源泉徴収税額表で両方の欄の交わるところが源泉徴収税額ということになります。

「給与所得の源泉徴収税額表」には、月額表と日額表があります。月額表については、甲欄と乙欄が、また、日額表については、甲欄、乙欄、丙欄があり、給与の支払形態によって使用する項目が変わってきます。さらに、賞与については、「賞与に対する源泉徴収額の算出率の表」を使用します。

なお、平成25年から49年までの25年間、復興特別所得税として2.1%増税されま

すので留意してください。

#### (4) 住民税の控除

住民税とは、市区町民税と都道府県民税を総称したもので、原則的には、納税者が市区町に直接納めることになっています。

しかし、源泉所得税と同様に、給与所得者については、給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない住民税を徴収して、納付する「特別徴収」制度によって行うこととなっています。

#### (5) 住民税の控除方法

給与所得者の住民税は、前年の所得金額によって決まります。これは、法人が毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各従業員の居住している市区町に提出しているため、市区町はこれをもとに住民税を計算し、「特別徴収税額通知書」を法人に送付します。原則として、その年の6月から翌年の5月までの特別徴収税額が記されており、それをもとに給与から住民税を控除することになります。

#### (6) 源泉所得税の納付

給与を支払う際に控除した源泉所得税は、税理士等の報酬を支払う際に控除した源泉所得税などとともに、1ヶ月分をまとめて所轄の税務署に源泉徴収した月の翌月10日までに納付するのが原則です。

なお、給与の支払いを受ける人が常時10人未満の会社では、源泉所得税の納付を次のように半年に一度にすることができます。そのためには、所轄の税務署長に対して「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受ける必要があります。

源泉所得税の区分	納付期限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日※

※ 納期限の特例に関する届出を行えば更に10日間延長可能で、「翌年1月20日」となります。

#### (7) 住民税の納付

従業員の給与から特別徴収した住民税の月割額を、翌月の10日までに通知を受けた市町へ納付しなければなりません。

なお、住民税も納期の特例が認められ、従業員が10人未満の会社については、市町の承認を受ければ、納付を半年に一度とすることができます。

【問い合わせ先】 税理士・市町税務課・税務署